

リスボン協定に基づく規則
原産地名称の保護及び国際登録に関する規則
2002年4月1日施行

目次

第1章 総則

- 規則1 略称
- 規則2 期間の計算
- 規則3 使用言語
- 規則4 権限を有する当局

第2章 国際出願

- 規則5 国際出願に関する要件
- 規則6 瑕疵がある出願

第3章 国際登録

- 規則7 原産地名称の国際登録簿への記載
- 規則8 国際登録の日付

第4章 保護拒絶の宣言

- 規則9 拒絶の宣言
- 規則10 瑕疵がある拒絶の宣言
- 規則11 拒絶の宣言の撤回

第5章 国際登録に関する他の記載事項

- 規則12 第三者に与えられる期間
- 規則13 変更
- 規則14 保護の放棄
- 規則15 国際登録の取消
- 規則16 無効
- 規則17 国際登録簿に施す訂正

第6章 雑則及び手数料

- 規則18 公告
- 規則19 国際登録簿の抄本及び国際事務局が提供するその他の情報
- 規則20 署名
- 規則21 伝達物の送付日
- 規則22 国際事務局による通知の態様
- 規則23 手数料
- 規則24 施行

第1章 総則

規則1 略称

本規則の適用上、次のとおりとする。

- (i) 「協定」とは、1967年7月14日にストックホルムで改正され、1979年9月28日に修正された原産地名称の保護及び国際登録に関する1958年10月31日のリスボン協定をいう。
- (ii) 「原産地名称」とは、協定第2条(1)に定義する原産地名称をいう。
- (iii) 「国際登録」とは、協定に基づいて行われた原産地名称の国際登録をいう。
- (iv) 「国際出願」とは、国際登録の出願をいう。
- (v) 「国際登録簿」とは、国際事務局により維持される国際登録に関する公式の集積データをいい、その記載については協定又は本規則に規定され、かつ、当該データを保管する媒体如何は問わない。
- (vi) 「締約国」とは、協定の当事国をいう。
- (vii) 「原産国」とは、協定第2条(2)に定義する締約国をいう。
- (viii) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
- (ix) 「公定様式」とは、国際事務局が作成した様式をいう。
- (x) 「権限を有する当局」とは、本規則の規則4(1)(a)、(b)又は(c)にいう当局をいう。
- (xi) 「原産地名称を使用する権利の所有者」とは、協定第5条(1)にいう自然人又は法人をいう。
- (xii) 「拒絶の宣言」とは、協定第5条(3)にいう宣言をいう。
- (xiii) 「公報」とは、協定第5条(2)にいう定期刊行物をいい、その公開に使用される媒体の如何を問わない。

規則2 期間の計算

- (1) [年で表示された期間] 年で表示された期間は、該当する後の年における、当該期間の開始時点となる出来事の月及び日と同じ数の月及び日に満了する。ただし、当該出来事が2月29日に生じ、かつ、該当する後の年において2月が28日で終わる場合は、当該期間は、2月28日に満了するものとする。
- (2) [月で表示された期間] 月で表示された期間は、該当する後の月における、当該期間の開始時点となる出来事の日と同じ数の日に満了する。ただし、該当する後の月に同じ数の日がない場合は、当該期間は、その月の末日に満了するものとする。
- (3) [国際事務局又は権限を有する当局の就業日でない日における満了] 国際事務局又は権限を有する当局の就業日でない日に期間が満了する場合は、当該期間は、(1)及び(2)に拘らず、その後の最初の就業日に満了するものとする。

規則3 使用言語

- (1) [国際出願] 国際出願は、英語、フランス語又はスペイン語によらなければならない。
- (2) [国際出願の後の通信] 国際出願又は国際登録に関して国際事務局と権限を有する当局との間で取り交わされる通信は、当該当局の選択により、英語、フランス語又はスペイン語によるものとする。
- (3) [国際登録簿及び公告における記載] 国際登録簿及び公報における公告への記載は、英語、

フランス語及びスペイン語による。そのために必要な翻訳文は、国際事務局が作成する。ただし、国際事務局は、原産地名称を翻訳しないものとする。

(4) [原産地名称の音訳及び翻訳] 権限を有する当局が規則 5(2)(c)に従って原産地名称の音訳を、又は規則 5(3)(ii)に従って原産地名称の 1 又は複数の翻訳を提示する場合、国際事務局は、これらが正確であるかを調べない。

規則 4 権限を有する当局

(1) [国際事務局への通知] 各締約国は、次のものの名称及び宛先並びに名称又は宛先の変更を国際事務局に通知する。

(a) 次のことを行う権限を有する自国の当局

(i) 規則 5 に従って国際出願を提出すること、規則 6(1)に従って国際出願に含まれる瑕疵を修正すること、規則 13(2)に従って国際登録の変更の国際登録簿への記載を請求すること、規則 14(1)に従って 1 又は複数の締約国における保護を放棄する旨を国際事務局に通告すること、規則 15(1)に従って国際登録の取消を国際事務局に請求すること、規則 17(1)に従って国際登録簿の訂正を請求すること、及び規則 19(2)(b)に従って規則 5(3)(v)にいう書類を国際事務局に送付すること、並びに

(ii) 規則 9(3)、規則 10(1)及び(2)、規則 11(3)、規則 12(2)並びに規則 16(2)にいう国際事務局の通知を受領すること

(b) 次のことを行う権限を有する自国の当局

(i) 拒絶の宣言を通告すること、規則 11 に従って拒絶の宣言の撤回を通告すること、規則 16(1)に従って無効を通告すること、規則 17(1)に従って国際登録簿の訂正を請求すること、及び規則 17(3)に従って、訂正された国際登録の保護を保証することができない旨を宣言すること、並びに

(ii) 規則 7(1)、規則 13(3)、規則 14(2)、規則 15(2)及び規則 17(2)にいう国際事務局の通知を受領すること

(c) 協定第 5 条(6)に従って一定期間(2 年を超えてはならない。)が第三者に付与された旨を国際事務局に通告する権限を有する自国の当局

(2) [単一の当局又は複数の当局] (1)にいう通知には、単一の当局又は複数の当局を表示することができる。ただし、(a)、(b)及び(c)については、それぞれ単一の当局に限り指定することができる。

第2章 国際出願

規則5 国際出願に関する要件

(1) [提示] 国際出願は、原産国の権限を有する当局が特定の公定様式を用いて国際事務局に提示するものとし、かつ、当該当局により署名されなければならない。

(2) [国際出願の必要な内容]

(a) 国際出願においては、次のものを表示する。

(i) 原産国

(ii) 集合的に指定された又は集合的指定が不可能な場合は名称により指定された原産地名を使用する権利の所有者

(iii) 登録が求められている原産地名。原産国の公用語又は原産国が複数の公用語を有する場合は1又は2以上の公用語による。

(iv) 当該名称を使用する生産物

(v) 当該生産物の生産地域

(vi) 原産国において当該原産地名の保護の基礎となる立法・行政上の規定若しくは司法上の決定の名称及び日付又は登録の日付及び番号

(b) 当該原産地名を使用する権利の所有者又は当該生産物の生産地域の名称がラテン文字以外の文字による場合は、ラテン文字への音訳の形で表示されなければならない。この音訳には、当該国際出願の言語の表音要素を用いるものとする。

(c) 当該原産地名がラテン文字以外の文字による場合は、(a)(iii)にいう表示には、ラテン文字への音訳を添えなければならない。この音訳には、当該国際出願の言語の表音要素を使用するものとする。

(d) 国際出願には、規則23に定める額の登録料を添えるものとする。

(3) [国際出願の任意の内容] 国際出願には、次のものを表示すること又は含めることができる。

(i) 当該原産地名を使用する権利の所有者の宛先

(ii) 当該原産地名の1又は複数の翻訳。原産国の権限を有する当局が望むすべての言語による。

(iii) 当該原産地名の一部の要素については保護を請求しない旨の陳述

(iv) 国名により指定する1又は複数の締約国において保護を放棄する旨の宣言

(v) (2)(a)(vi)にいう規定、決定又は登録の原語による謄本

規則6 瑕疵がある出願

(1) [出願の審査及び瑕疵の訂正]

(a) (2)に従うことを条件として、国際出願が規則3(1)又は規則5(1)及び(2)に定める条件を満たさないと国際事務局が判断する場合は、国際事務局は登録を差し控え、権限を有する当局に対し、発見された瑕疵を3月以内に修正するよう求める。

(b) (a)にいう求めの日から2月以内に権限を有する当局が発見された瑕疵を訂正しなかった場合は、国際事務局は、その求めに係る催促状を当該当局に送付する。かかる催促状の送付は、(a)にいう3月の期間に影響を及ぼすものではない。

(c) (a)にいう3月の期間内に国際事務局が瑕疵の訂正を受けなかった場合は、国際事務局は

当該国際出願を拒絶し，原産国の権限を有する当局に当該拒絶を通知する。

(d) (c)に従って国際出願が拒絶された場合は，国際事務局は，当該出願について納付された手数料を，規則 23 にいう登録料の半分に相当する額を控除した上で還付する。

(2) [正規のものと認められない国際出願] 国際出願は，原産国の権限を有する当局によって国際事務局に提出されない場合は，国際事務局により正規のものとして認められず，送付者に返却されるものとする。

第3章 国際登録

規則7 原産地名称の国際登録簿への記載

(1) [登録、証明書及び通知] 国際事務局は、国際出願が規則3(1)及び規則5に定める条件を満たすと認めるときは、当該原産地名称を国際登録簿に記載し、登録を請求した当局に国際登録証を送付し、かつ、保護放棄の対象とされなかった他の締約国の権限を有する当局に当該国際登録を通知する。

(2) [登録の内容] 国際登録においては、次の事項を記載又は表示する。

- (i) 当該国際出願に記載されたすべての事項
- (ii) 国際事務局が受領した国際出願の言語
- (iii) 当該国際登録の番号
- (iv) 当該国際登録の日付

規則8 国際登録の日付

(1) [国際登録の日付に影響を及ぼす瑕疵] 国際出願に次の事項の何れかが記載されていない場合は、国際登録には、欠けている事項を国際事務局が最後に受領した日が付されるものとする。

- (i) 原産国
- (ii) 当該原産地名称を使用する権利の所有者
- (iii) 登録が求められている原産地名称
- (iv) 当該名称が使用される生産物

(2) [他のすべての場合の国際登録の日付] 他のすべての場合においては、国際登録には、当該国際出願を国際事務局が受領した日付が付されるものとする。

(3) [国際登録の効力発生日]

(a) 国際登録の対象である原産地名称は、協定第5条(3)に従い当該名称を保証することができない旨を宣言することをしなかった各締約国においては当該国際登録の日から、又は何れかの締約国が(b)に従って宣言を行った場合は当該宣言に言及される日から、保護される。

(b) 締約国は、宣言において、当該国の法令に従い、国際登録の対象である原産地名称が当該宣言に言及される日から保護される旨を事務局長に通告することができる。ただし、この日は、協定第5条(3)にいう1年の期間の満了日より遅くてはならない。

第4章 保護拒絶の宣言

規則9 拒絶の宣言

(1) [国際事務局への通告] 拒絶の宣言は、拒絶が発せられる締約国の権限を有する当局により国際事務局に通告されるものとし、かつ、当該当局により署名されるものとする。

(2) [拒絶の宣言の内容] 1の拒絶の宣言は、1の国際登録についてのみ行われるものとし、かつ、次のものを表示又は記載するものとする。

(i) 当該国際登録の番号。望ましくは、確認されるべき国際登録の識別を可能にする情報(当該原産地名称の名称等)を伴うものとする。

(ii) 拒絶の基礎となった理由

(iii) 拒絶が先の権利の存在に基づいている場合は、当該先の権利の基本的事項並びに、特に、この権利が国内、広域又は国際の商標出願又は登録によるものであるときは、日付及び出願番号、(該当する場合)優先日、(入手可能な場合)日付及び登録番号、所有者の名称及び宛先、当該商標の複製、並びに当該商標出願又は登録において記載された該当商品及びサービスの一覧。この一覧は、当該出願又は登録の言語により提出することができる。

(iv) 拒絶が原産地名称の一部の要素にのみ係わる場合は、拒絶に係わる要素

(v) 拒絶に対して行使することができる司法上又は行政上の救済方法。適用期限を併記。

(3) [国際登録簿への記載及び原産国の権限を有する当局への通知] 規則10(1)に従うことを条件として、国際事務局は、すべての拒絶を拒絶の宣言が国際事務局に送付された日付とともに国際登録簿に記載し、かつ、宣言の写しを原産国の権限を有する当局に送付する。

規則10 瑕疵がある拒絶の宣言

(1) [正規のものとみなされない拒絶の宣言]

(a) 次の場合は、国際事務局は、拒絶の宣言を正規のものとみなさない。

(i) 当該拒絶の宣言において当該国際登録の番号を表示しない場合。ただし、宣言に示された他の情報により、当該登録を明確に識別することが可能なときはその限りでない。

(ii) 拒絶の宣言において拒絶の理由を表示しない場合

(iii) 拒絶の宣言が協定第5条(3)にいう1年の期間の満了後に国際事務局に送付された場合

(iv) 権限を有する当局が拒絶の宣言を国際事務局に通告しなかった場合

(b) (a)が該当する場合は、国際事務局は、当該国際登録を識別できないときを除き、拒絶の宣言の写しを原産国の権限を有する当局に送付するとともに、拒絶の宣言を通告した当局に対し、当該宣言は国際事務局により正規のものと認められない旨及び当該拒絶は国際登録簿に記載されなかった旨を通知し、かつ、その理由を示す。

(2) [瑕疵がある宣言] 拒絶の宣言に(1)にいう以外の瑕疵がある場合は、国際事務局は、当該拒絶を国際登録簿に記載し、かつ、拒絶の宣言の写しを原産国の権限を有する当局に送付する。国際事務局は、当該当局の請求に応じ、拒絶の宣言を通告した当局に対し、当該宣言を遅滞なく正規のものに改めるよう求める。

規則11 拒絶の宣言の撤回

(1) [国際事務局への通告] 拒絶の宣言を通告した当局は、いつでも、当該宣言の一部又は全部を撤回することができる。拒絶の宣言の撤回は、当該権限を有する当局により国際事務局

に通告され，署名されるものとする。

(2) [通告の内容] 拒絶の宣言の撤回の通告においては，次の事項を表示する。

(i) 当該国際登録の番号。望ましくは，確認されるべき国際登録の識別を可能にする他の情報(原産地名称の名称等)を伴うものとする。

(ii) 拒絶宣言が撤回された日

(3) [国際登録簿への記載及び原産国の権限を有する当局への通知] 国際事務局は，(1)にいう撤回を国際登録簿に記載するとともに，撤回通告の写しを原産国の権限を有する当局に送付する。

第5章 国際登録に関する他の記載事項

規則 12 第三者に与えられる期間

(1) [国際事務局への通告] 締約国の権限を有する当局が、国際事務局に対し、協定第5条(6)に従い当該国における原産地名称の使用を終止するための期間を当該国の第三者に与えた旨を通告する場合は、当該通告は、当該当局により署名されるものとし、かつ、次のものを表示する。

(i) 当該国際登録の番号。望ましくは、確認されるべき国際登録の識別を可能にする他の情報(原産地名称の名称等)を伴うものとする。

(ii) 当該第三者の身元

(iii) 当該第三者に与えられた期間

(iv) 当該期間が開始する日。この日は、協定第5条(6)にいう3月の期間が満了する日より遅くてはならない。

(2) [国際登録簿への記載及び原産国の権限を有する当局への通知] (1)にいう通告が当該権限を有する当局により協定第5条(3)に定める1年の期間の満了から3月以内に国際事務局に送付されることを条件として、国際事務局は、当該通告を、そこに記載された事項とともに国際登録簿に記載し、かつ、当該通告の写しを原産国の権限を有する当局に送付する。

規則 13 変更

(1) [許容し得る変更] 原産国の権限を有する当局は、次の事項を国際登録簿に記載するよう国際事務局に請求することができる。

(i) 原産地名称を使用する権利の所有者の変更

(ii) 原産地名称を使用する権利の所有者の名称又は宛先の変更

(iii) 原産地名称が使用される生産物の生産地域の範囲の変更

(iv) 規則5(2)(a)(vi)にいう立法・行政上の規定、司法上の決定又は登録に係る変更

(v) 原産地名称が使用される生産物の生産地域には影響を及ぼさない原産国に係る変更

(2) [手続] (1)にいう変更の記載に係る請求は、権限を有する当局により国際事務局へ提出され、当該当局により署名され、かつ、規則23に定める額の手数料を伴うものとする。

(3) [国際登録簿への記載及び権限を有する当局への通知] 国際事務局は、(1)及び(2)に従って請求された変更を国際登録簿に記載するとともに、これを他の締約国の権限を有する当局に通知するものとする。

規則 14 保護の放棄

(1) [国際事務局への通告] 原産国の権限を有する当局は、いつでも、国名で指定する1又は複数の締約国における保護を放棄する旨を国際事務局に通告することができる。保護の放棄の通告においては、当該国際登録の番号を表示する(望ましくは、確認されるべき国際登録の識別を可能にする他の情報(原産地名称の名称等)を伴うものとする。)とともに、当該権限を有する当局により署名されるものとする。

(2) [国際登録簿への記載及び権限を有する当局への通知] 国際事務局は、(1)にいう保護の放棄を国際登録簿に記載するとともに、当該放棄の対象である各締約国の権限を有する当局にこれを通知する。

規則 15 国際登録の取消

(1) [取消の請求] 原産国の権限を有する当局は、いつでも、自己が請求した国際登録を取り消すよう国際事務局に請求することができる。取消請求においては、当該国際登録の番号を表示する(望ましくは、確認されるべき国際登録の識別を可能にする他の情報(原産地名称の名称等)を伴うものとする。)とともに、原産国の権限を有する当局により署名されるものとする。

(2) [国際登録簿への記載及び権限を有する当局への通知] 国際事務局は、すべての取消を請求に示された事項とともに国際登録簿に記載するとともに、他の締約国の権限を有する当局に取消を通知するものとする。

規則 16 無効

(1) [国際事務局への無効の通告] ある締約国において国際登録の効果が無効にされ、かつ、この無効がもはや上訴の対象とならない場合は、当該締約国の権限を有する当局は、この無効を国際事務局に通告する。この通告には、次の事項を表示又は記載する。

(i) 当該国際登録の番号。望ましくは、確認されるべき国際登録の識別を可能にする他の情報(原産地名称の名称等)を伴うものとする。

(ii) 当該無効を宣告した当局

(iii) 当該無効が宣告された日

(iv) 当該無効が原産地名称の一部の要素のみに係わる場合は、当該要素

(v) 当該国際登録の効力を無効にした決定の写し

(2) [国際登録簿への記載及び原産国の権限を有する当局への通知] 国際事務局は、この無効を(1)(i)から(iv)までにいう事項であって無効の通告に示されているものとともに国際登録簿に記載し、かつ、当該通告の写しを原産国の権限を有する当局に送付する。

規則 17 国際登録簿に施す訂正

(1) [手続] 国際事務局が、職権上又は原産国の権限を有する当局の請求に応じて、何れかの国際登録に関して国際登録簿に誤りがあると判断する場合は、登録簿をそれに応じて変更するものとする。

(2) [権限を有する当局への訂正の通知] 国際事務局は、この事実を各締約国の権限を有する当局に通知する。

(3) [規則 9 から規則 11 までの適用] 誤りの訂正が原産地名称又は原産地名称が使用される生産物に係わる場合は、締約国の権限を有する当局は、そのように訂正された国際登録の保護を保証することができない旨を宣言する権利を有する。当該権限を有する当局は、この宣言を、国際事務局による訂正の通知の日から 1 年の期間内に国際事務局に送付するものとする。規則 9 から規則 11 までを準用するものとする。

第6章 雑則及び手数料

規則 18 公告

国際事務局は、国際登録簿に記載された事項をすべて公報において公告する。

規則 19 国際登録簿の抄本及び国際事務局が提供するその他の情報

(1) [国際登録簿の内容に関する情報] 国際事務局は、国際登録簿の抄本又は登録簿の内容に関するその他の情報を請求する者に対し、規則 23 に定める額の手数料の納付を条件として、これを提供する。

(2) [原産地名称保護の基礎となっている規定、決定又は登録の伝達]

(a) 何人も、規則 23 に定める額の手数料の納付を条件として、国際事務局に対し、規則 5(2)(a)(vi)にいう規定、決定又は登録の原語による写しを請求することができる。

(b) この書類が既に国際事務局に伝達されていた場合は、国際事務局は、その写しを遅滞なく請求人に送付する。

(c) この書類が国際事務局に伝達されていなかった場合は、国際事務局は、その写しを原産国の権限を有する当局に請求し、これを受領し次第請求人に送付する。

規則 20 署名

本規則に基づいて当局の署名が必要な場合は、この署名は印刷すること又は複写若しくは公印の添付によって代えることができる。

規則 21 伝達物の送付日

規則 9(1)及び規則 17(3)にいう宣言又は規則 12(1)にいう通告が郵便により伝達される場合は、送付日は消印により決定する。消印が読めない場合又は欠如している場合は、国際事務局は、当該通信を受領した日の 20 日前に送付されたものとして扱う。当該宣言又は通告が配達サービスにより送付された場合は、送付日は、当該配達サービスにより記録された郵送事項に基づいて当該サービスが提供する情報により決定する。

規則 22 国際事務局による通知の態様

(1) [国際登録の通知] 国際事務局は、規則 7(1)にいう国際登録の通知を、受領確認書留郵便により又は通知が受領された日を国際事務局が決定できるその他の手段により、各締約国の権限を有する当局に宛てる。

(2) [その他の通知] 本規則に言及する国際事務局からのその他の通知は、書留郵便により又は当該通知が受領されたことを国際事務局が証明することができるようなその他の手段により、権限を有する当局に宛てる。

規則 23 手数料

国際事務局は、次の手数料をスイス・フランで徴収する。

(i) 原産地名称の登録に係る手数料 500(スイス・フラン)

(ii) 登録変更の記載に係る手数料 200

(iii) 国際登録簿の抄本の交付に係る手数料 90

(iv) 国際登録簿の内容に関する書面での証明その他の情報の提供に係る手数料 80

規則 24 施行

本規則は、2002年4月1日に施行され、かつ、同日以降、従前の規則に取って代わる。